



1. 化学物質の危険性・有害性は、見た目だけでは分かりません。

容器のラベル表示を確認しましょう。

ラベルでアクション



2. ラベルに絵表示があったら、SDSを確認しましょう。

(安全データシート)

絵表示 (GHSマーク)



- ・絵表示のあるものは、SDSが作られています。
- ・SDSは、メーカーや仲介業者から入手できます。



3. SDSを確認すると化学物質の危険性・有害性が分かります。



4. 危なさに応じた対応を取りましょう。

化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されました。(平成 28 年 6 月 1 日施行)



■ 業種・規模を問わず、全ての事業場に実施義務があります。*

- 安全データシート(SDS)の交付が義務付けられている663物質を取り扱う事業場は、全て化学物質リスクアセスメントの実施義務を負います。

■ 化学物質の危険性・有害性を把握しましょう。

- 化学物質の危険性・有害性は見た目だけでは分かりません。まず、容器のラベル表示とSDSにより危険性・有害性を把握しましょう。
- 購入前にSDSを取り寄せ、危険性・有害性を確認するようにしましょう。また、衛生担当者がもれなく事前確認を行えるよう購入方法の統一等を行いましょう。

■ 化学物質に関する作業内容を把握しましょう。

- 主要作業や定常作業だけでなく、付随作業や低頻度作業の内容も把握しましょう。特にタッチアップ、払拭、内製等の作業で化学物質を取扱っている場合に、把握や管理がもれている例がよく見られますので、留意しましょう。



■ 化学物質リスクアセスメントを実施しましょう。

- SDSによって危険性・有害性を把握し、化学物質に関する作業内容を把握した上で、化学物質リスクアセスメントを行いましょ。
- 詳しいすすめ方については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成 27 年 9 月 18 日公示第 3 号)を参照してください。

■ 危なさに応じて対応しましょう。

- 化学物質リスクアセスメントの結果を踏まえ、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、有機則、特化則等の規定がある場合には、必ずその措置を講じましょう。
- 法令に規定がない場合には、事業者の判断により必要な措置を講じましょう。この際、化学物質リスクアセスメント結果に基づき、適切な判断を行うことが必要です。

■ リスクアセスメントは事前に行いましょう。

- 化学物質を原材料として新規に採用する際や、作業方法の変更を行う際には、事前に化学物質リスクアセスメントを実施しましょう。採用等を決定した後で検討を行っている例がよく見られますが、事後の検討では根本的な対策が難しくなります。必ず事前に行うようにしましょう。

※・SDSの交付が義務付けられている663の化学物質を製造する事業場もリスクアセスメント実施の義務を負います。
・SDSの「15 適用法令」の項に、「名称等を通知すべき危険物及び有害物」または「通知対象物」などの記載があるものは、化学物質リスクアセスメント実施が義務付けられた物質です。その他の物質については、努力義務の対象となります。